



定 款

一般社団法人 奄美国際人材・観光創生機構

— 2025年4月22日制定 —

一般社団法人 奄美国際人材・観光創生機構 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 本法人は、一般社団法人奄美国際人材・観光創生機構と称する。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を鹿児島県奄美市に置く。

2 本法人は、理事会の決議によって、従たる事務所をその他の地域に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本法人は、奄美大島を拠点に、意欲ある外国人材の育成、就労及びキャリア形成の支援を行うとともに、外国人と地域社会との架け橋となって相互理解の促進及び観光振興による地域活性化を図り、もって日本社会への円滑な適応、地域社会の健全な発展及び公共の精神の高揚に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 外国人材に対する育成、就労、キャリア形成支援に関する事業
- (2) 外国人材の受け入れに伴う地域社会との共生促進及び多文化理解に関する事業
- (3) 外国人材を対象とした日本語教育、生活指導、法令・習慣の啓発に関する事業
- (4) 外国人材と地域企業とのマッチング、雇用支援及び労務環境整備に関する事業
- (5) 育成就労支援制度の普及啓発および制度設計・運用支援に関する事業
- (6) 奄美大島を中心とした地域資源を活用した観光振興及び地域活性化に資する事業
- (7) 国際人材の受け入れを通じた国際交流・国際理解の推進に関する事業
- (8) 離島地域における雇用創出・社会基盤整備・デジタル活用に関する事業
- (9) 公益性の高い情報の収集、研究、提供及び政策提言に関する事業
- (10) 前各号に掲げるもののほか、本法人の目的を達成するために必要な事業

(公益目的事業とその他の事業の区分)

第5条 本法人が行う事業のうち、第4条第1号から第9号までの事業は、公益目的事業とする。

2 本法人は、その他の事業として、次の収益事業を行うことができる。

- (1) 観光資源や特産品の開発及び販売に関する事業

- (2) コンサルティング、講演、研修等の有料サービス提供に関する事業
 - (3) その他、本法人の目的を達成するために必要な収益事業
- 3 本法人は、毎事業年度において、公益目的事業に係る支出の割合が全支出額の50%以上となるように計画値を定め、これを遵守するよう努める。
- 4 本法人は、将来的な公益認定の取得を目指し、公益目的事業比率の確保に留意しつつ、公益性の向上に努めて事業運営を行う。

第3章 会 員

(会員の種別)

第6条 本法人の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員：本法人の目的に賛同し、事業活動に参加する個人又は法人
 - (2) 賛助会員：本法人の目的に賛同し、資金等によりこの法人を支援する個人又は法人
 - (3) その他会員：社員総会の決議により別に定める種別の会員
- 2 前項に定める会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に定める社員とする。
- 3 会員の種別、資格、入会及び退会に関する手続きその他の必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(入会)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事長の承認を得なければならない。入会の基準その他必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

- 2 法人又は団体を会員とする場合は、その法人又は団体の代表者として、この法人に対して権利を行使する1名の者（以下「会員代表者」という。）を定め、理事長に届け出なければならない。
- 3 前項の会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を理事長に提出しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、社員総会の決議により定められた年会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、別に定める退会届を理事長に提出することにより、任意に退会することができる。

- 2 会員が次の各号のいずれかに該当したときは、退会したものとみなす。
- (1) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき
 - (2) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき
 - (3) 法人又は団体が解散し、又は破産したとき
 - (4) 会費を納入せず、督促を受けた後、なお1年以上会費を納入しないとき

(会員資格の喪失)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会において、正会員総数の過半数が出席し、そのうち3分の2以上の議決を得て、当該会員を除名することができる。

(1) 本法人の定款又は規則に違反したとき

(2) 本法人の名誉を毀損し、又はその目的に反する行為をしたとき

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員に対し、社員総会の1週間前までにその旨を通知するとともに、当該社員総会において、弁明の機会を与えなければならない。

3 会員を除名したときは、当該会員に対し、その旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第9条又は前条の規定によりその資格を喪失したときは、本法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 本法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

第4章 総 会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任及び解任

(3) 事業計画及び予算の承認

(4) 事業報告及び決算の承認

(5) 定款の変更

(6) 本法人の運営に関する重要事項

(7) その他、法令又はこの定款に定める事項

(開催)

第14条 社員総会は、年1回定時社員総会を開催するものとし、必要に応じて臨時社員総会を開催することができる。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。

- 2 正会員総数の議決権の5分の1以上を有する正会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、招集を請求することができる。
- 3 社員総会を招集するには、代表理事は、社員総会の日前の1週間前までに、正会員に対して、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面または電磁的方法により通知を発しなければならない。ただし、書面または電磁的方法により議決権を行使できることとするときは、2週間前までに通知しなければならない。
- 4 前3項の場合において、代表理事に事故があるとき又は欠けたときは、理事会があらかじめ定めた順序により、他の理事がこれを招集する。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

- 2 代表理事に事故があるとき又は欠けたときは、第15条第4項に定める理事が議長となる。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、正会員総数の議決権の過半数を有する正会員が出席し、その出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の事項については、正会員総数の半数以上が出席し、かつ、その議決権の3分の2以上の多数をもって決議しなければならない。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 役員等の責任の一部免除
- (4) 定款の変更
- (5) 解散
- (6) その他法令に定める事項

(書面表決等)

第19条 社員総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について、書面又は電磁的方法により議決権を行使し、または他の正会員を代理人として議決権の行使を委託することができる。

- 2 前項の代理人は、代理権を証する書面を、当該社員総会ごとに議長に提出しなければならない。
- 3 前2項により議決権を行使した正会員は、第17条の規定の適用については、社員総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成しな

なければならない。

- 2 議事録には、議長及び当該社員総会に出席した正会員の中から選出された2名以上の議事録署名人が署名押印しなければならない。

第5章 役員

(役員の種類と定数)

第21条 本法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上15名以内
- (2) 監事 1名または2名
- 2 理事のうち1名を理事長とし、必要に応じて、1名を専務理事、1名を常務理事、2名以内を副理事長とすることができる。
- 3 前項の理事長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副理事長、専務理事および常務理事をもって、同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、正会員（会員代表者を含む。以下同じ。）の中から、社員総会の決議によって選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は、理事については10名、監事については1名を限度として、正会員以外の者から選任することができる。

- 2 監事は、本法人の理事または使用人を兼ねることができない。
- 3 理事のうち、当該理事およびその配偶者または三親等以内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 4 同一の団体（ただし、公益法人を除く。）に属する者（理事または使用人その他これに準ずる者）であって、相互に密接な関係を有する者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款の定めに従い、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令およびこの定款の定めに従い、本法人を代表し、その業務を執行し、統括する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐する。
- 4 理事長に事故があるとき、または理事長が欠けたときは、理事会において代表理事を選出し、その職務を代行させる。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、本法人の業務および財産の状況を監査する。

- 2 監事の監査に関しては、法令およびこの定款の定めるところのほか、監事全員の協

議により定める監事監査規定による。

(役員任期)

第25条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 理事または監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了または辞任による退任後も、新たに選任された者が就任するまで、その職務を引き続き行うものとする。

(報酬等)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会の決議により定める役員報酬及び費用に関する規則に基づき、社員総会で定める総額の範囲内で報酬を支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務の遂行に要する費用を支給することができる。この場合の支給基準については、社員総会の決議により別に定める。

(責任の一部免除又は限定)

第27条 本法人は、役員一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項の責任について、法令の定める要件を満たす場合には、理事会の決議により、責任限度額から法令で定める最低責任限度額を控除した額を限度として、当該責任を免除することができる。

- 2 本法人は、非業務執行理事等との間で、前項の責任について、法令の定める要件を満たす場合には、理事会の決議により、責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約による責任限度額は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項に定める最低責任限度額とする。

(参与、顧問、相談役及び名誉理事長)

第28条 本法人に、任意の機関として、若干名の参与、顧問、相談役および名誉理事長を置くことができる。

- 2 相談役および名誉理事長は、本法人の運営に関して、理事長の諮問に応じて意見を述べることができる。
- 3 参与、顧問、相談役および名誉理事長は、理事会の決議により選任する。
- 4 これらの任期は2年とし、再任を妨げない。
- 5 参与、顧問、相談役および名誉理事長は、無報酬とする。
- 6 その他、これらに関する必要な事項は、理事会の議決を得て別に定める。

第6章 理事会

(構成)

第29条 本法人に、理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、法令またはこの定款に別段の定めがある事項のほか、次の職務を行う。

- (1) 本法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事および業務執行理事の選定および解職

(種類及び開催)

第31条 理事会は、毎事業年度に2回以上開催する。

2 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき
- (2) 代表理事以外の理事から、代表理事に対して、理事会の目的である事項を記載した書面による招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求日から2週間以内の日を理事会開催日とする招集通知が発せられない場合において、当該請求をした理事が理事会を招集したとき
- (4) 法令に基づき、監事が代表理事に対して招集の請求を行ったとき、または監事が理事会を招集したとき

(招集)

第32条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、第31条第2項第3号により理事が、または同項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 第31条第2項第3号による場合は理事が、同項第4号後段による場合は監事が、それぞれ理事会を招集する。
- 3 代表理事は、第31条第2項第2号または第4号前段に該当する請求があった場合、当該請求があった日から5日以内に、当該請求があった日から2週間以内の日を理事会開催日とする招集通知を発しなければならない。
- 4 理事会を招集するには、会議の日時、場所及び目的事項を記載した書面により、理事会開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に通知しなければならない。
- 5 ただし、理事及び監事の全員の同意があるときは、前項の招集手続きを経ずに理事会を開催することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

- 2 代表理事に事故があるとき又は欠けたときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により、他の理事がこれを招集し、議長となる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数をもって行う。

(決議の省略)

第35条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることができる理事の全員が、書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは（ただし、監事が当該提案について異議を述べたときを除く）、当該提案は、理事会において可決されたものとみなす。

(報告の省略)

第36条 理事または監事が、理事および監事の全員に対して、理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項の理事会における報告を要しない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、出席した代表理事および監事が署名押印しなければならない。
- 3 代表理事が出席しなかった場合は、出席した理事および監事が署名押印しなければならない。

第7章 基金

(基金の拠出)

第38条 本法人は、会員または第三者に対し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第131条に基づく基金の拠出を求めることができる。

(基金の募集)

第39条 基金の募集内容、割当人、払込額および取扱手続等については、別に定める「基金取扱規程」によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第40条 拠出された基金は、「基金取扱規程」に定める日まで返還しない。

(基金の返還の手続)

第41条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第141条に規定する限度額の範囲内で行うものとする。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第42条 本法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費収入

- (3) 寄附金品
- (4) 資産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理及び運用)

第43条 本法人の資産の管理及び運用は、代表理事が行なうものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める。

(資産の支弁)

第44条 本法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第45条 本法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第46条 本法人の事業計画および収支予算は、毎会計年度開始前に理事会の議決を経て、社員総会の承認を得なければならない。

- 2 前項の書類は、当該事業年度が終了するまで、主たる事務所および従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第47条 本法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類は、定時社員総会に提出し、承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類に加え、次の書類を主たる事務所に5年間、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。また、定款は主たる事務所および従たる事務所に、社員名簿は主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれに関する重要な数値を記載した書類

(剰余金の分配の制限)

第48条 本法人は、会員その他の者に対して、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第49条 この定款は、社員総会において、正会員総数の半数以上が出席し、かつ、その議決権の3分の2以上の多数による決議をもって変更することができる。

(解散)

第50条 本法人は、社員総会の決議または法令で定める事由により解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第51条 本法人が公益認定の取消し処分を受けた場合、または合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する財産を、当該取消しの日または合併の日から1か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人、または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第52条 本法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人、または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 本法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示して行う。

第11章 委員会

(委員会)

第54条 本法人の事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、専務理事が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める委員会規則による。

第12章 事務局

(事務局)

第55条 本法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

- 3 重要な使用人は、理事会の決議により、専務理事が任免する。
- 4 その他の職員も、専務理事が任免する。
- 5 事務局の組織および運営に関する必要な事項は、代表理事が、理事会の決議を経て別に定める。

第13章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

- 第56条 本法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。
- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規則による。

(個人情報の保護)

- 第57条 本法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。
- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第14章 補 則

(施行期日)

- 第58条 本定款は、本法人の設立登記の日から施行する。

(最初の会計年度)

- 第59条 本法人の最初の会計年度は、設立の日からその翌年の5月31日までとする。

(公益認定取得に向けた準備)

- 第60条 本法人は、公益社団法人への移行を目指し、法人設立後、公益認定に必要な体制整備および事業運営の透明性向上に取り組むものとする。

(設立時の理事及び監事)

- 第61条 本法人の設立時の理事及び監事は、次のとおりとする。

設立時理事 管 沙織
設立時理事 加藤 洋司
設立時理事 ○○ ○○
設立時監事 ○○ ○○○

(設立時の社員氏名又は名称及び住所)

- 第62条 本法人の設立時の社員の氏名及び住所は、次のとおりとする。

(氏名) 管 沙織
(住所) ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

(氏名) 加藤 洋司
(住所) ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

(氏名) ○○ ○○
(住所) ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

(氏名) ○○ ○○○
(住所) ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

(定めなき事項)
第63条 本定款に定めのない事項は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令によるものとする。

この定款は、設立時社員の合意のもと作成され、以下の者が記名押印する。

令和7年6月30日

設立時社員 管 沙織 ⑩

設立時社員 加藤 洋司 ⑩

設立時社員 ○○ ○○ ⑩

設立時社員 ○○ ○○○ ⑩

以上